

編輯部報情閣內

週報

號日五月四

第二九號

昭和十四年四月五日

日發

（普通一回水曜日發行）



新東亞
讀本

1 東亞百年小史

滿洲經濟建設の現況
改正された兵役法
英國海軍の再建と對日作戰
南昌攻略戰の經過
日伊文化協定について

五錢

露光量違いにより重複撮影



張緊の後銃 なるれば奪に花

目次 (四月五日発行 第百二十九號)

滿洲經濟建設の現況 對滿事務局：二四
改正された兵役法 陸軍省情報部：二三
英國海軍の再建と對日作戦準備 海軍省海軍部普及部：二六
南昌攻略戦の經過 陸軍省情報部：二四
——四密時事解説——
日伊文化協定について 外務省情報部：二七
最近公布の法令 内閣官廳事務課：四七
官廳事務課より：四八

報

週

新東 東亞百年小史
本讀 野島胡堂 矢野仁一：三

三月廿六日(日)
三月廿七日(月)
三月廿八日(火)

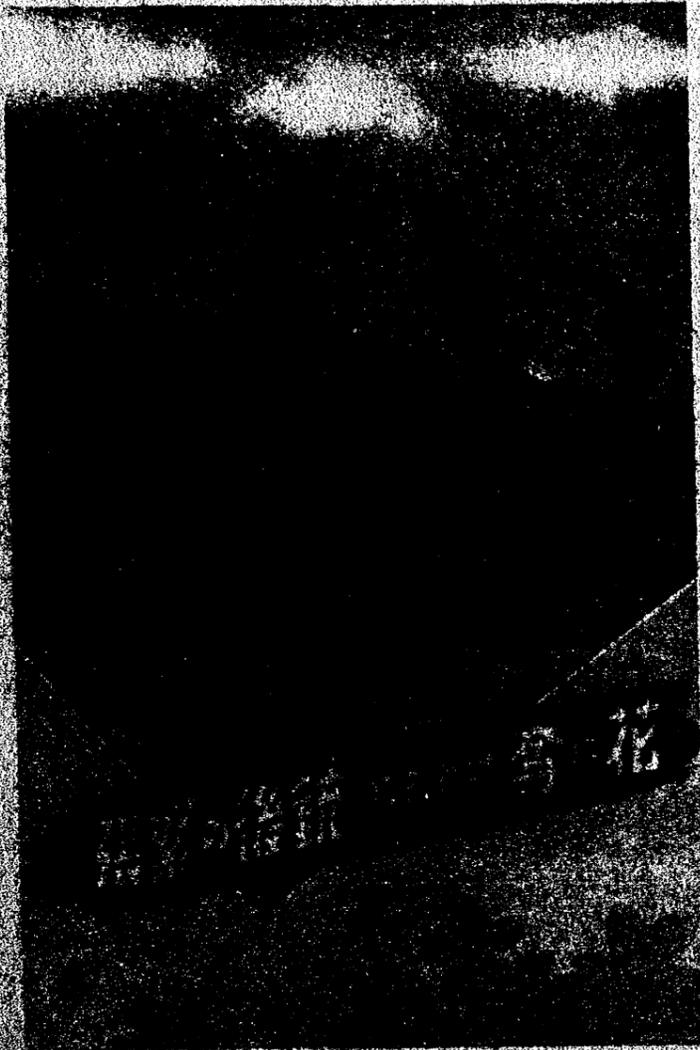
週間日誌

三月廿九日(水)
三月卅日(木)
三月卅一日(金)
四月一日(土)

今週の歴

三月廿九日(水) 多野の日
三月卅日(木) 昭和三十二年四月一日
三月卅一日(金) 昭和三十二年四月二日
四月一日(土) 昭和三十二年四月三日

露光量違いにより重複撮影



週

幸辰

目次 (四月五日発行) 第百二十九號

滿洲經濟建設の現況 對滿事務局...二頁
改正された兵役法 陸軍省情報部...三

英國海軍の再建と對日作戦準備 海軍省海軍事務及部...二六
南昌攻略戦の經過 陸軍省情報部...二四
— 國際時事解説 —

日伊文化協定について 外務省情報部...二七

最近公布の法令 内閣官房総務課...三〇

官廳事務報告等...三三

新東亞讀本 (1) 東亞百年小史 東京帝國大學 矢野仁一...三三

三月廿六日(日)

▽第七十四回帝國議會開院式、櫻井なる勅語を賜ふ。▽南昌攻略戦展開、陸軍省情報部對滿に投函。▽南昌西方五十キロの豫新縣界も陥落。▽國府、豫新縣豫元利債の支拂停止を聲明。▽フランコ軍、マドリッド圍攻開始を宣言。▽ローマでフランスと協約締結。▽連年記念祝賀祭、人畜相地中海は伊の生命線と稱す。

三月廿七日(月)

▽南昌陥落、終水渡河以來僅か七日、敵の牙城南昌に日軍旗揚げ、中支の大動脈商路線切斷。▽挺身隊は豫新縣の鐵路分岐點を爆破して敵の退路を遮断。▽日本放送協會、テレビジョン初の實驗放送。▽ローマの露傳に、帝國依然参加を暗示。▽我が空軍を恐れ、國府軍機部官廳に分散を命令。

三月廿八日(火)

▽内閣参謀長官邸下、南昌陥落に山田高指揮官へ御祝電。▽北洋漁業船団に備へて「北洋漁業捕出週期」を公布、即日實施。▽維新政府成立一週年記念日、施設大綱を中外に開明。▽マドリッド陥落、フランコ軍市内に入る。▽米國、四萬五千噸級主力艦二隻の建造を發表。

三月廿九日(水)

▽武蔵縣城占領。▽海安陥つ。▽臨時政府經濟復興局入京。

三月卅一日(金)

▽新南群島を臺灣總督府の管轄に屬せしめる目的政府より發表さる。▽十四年度貯蓄目標百億に決す。▽從業者雇入制限令、工場・學校技能者養成令、賃金統制令、工場就業時間制限令等公布さる。

四月一日(土)

▽この日から新増稅。▽國府員法第十一條による勅令、倉庫利益配當及資金融通令公布さる。▽今年學校義務制實施さる。今日發行。▽電氣機關、警防衛生。▽電氣機關。

週間日誌

今週の歴

▽七日(金)愛宕の日。▽八日(土)花まつり。▽十一日(火)昭和三十二年例祭、メートル法公布記念日。▽十二日(水)政府、國民精神總動員。中央聯盟共同主催大講演會。



滿洲經濟建設の現況

對滿事務局

我が國の生産力擴充計畫と滿洲

長期建設の骨幹として日滿北支を通ずる大規模な生産力擴充計畫が樹立され、着々進行の途上にある事は過般帝國議會に於て政府の説明した通りである。
計畫産業は鐵鋼、石炭、非金屬、液體燃料、曹達及び工業鹽、硫安、バルブ、金羊毛、工作機械、鐵道車輛、船舶、自動車、電力の十五種目に互る廣汎なものであるが、これ等の計畫樹立に當つて原料資源の確保が最も重要な點である事はいふまでもない。たとひ生産設備の擴張が出来てもその原料の供給に不安があつてはいざといふ時誠に心細い事になる。

ところが、幸ひにして滿洲は前記各産業の殆んど總てに互つて豊富な資源を包蔵してゐる。滿洲に於ける生産力擴充計畫が日本を中心とする綜合的計畫の極めて有力な一環をなす所以はこゝに在る。

滿洲國が昭和十二年(康德四年)以降五箇年を期して、鐵工業部門、農畜産部門、交通通信部門に互る大なる經濟開發、生産力擴充の計畫を樹立し、その實現に向つて邁進してゐる事は、今日既に我が國民の常識となつて

ゐるが、その全貌を茲に掲げる事は紙面も許さぬしまた機微な點もあるのでさし控へ、以下主要な各事業について最近の實狀を紹介してみたい。

鐵鋼

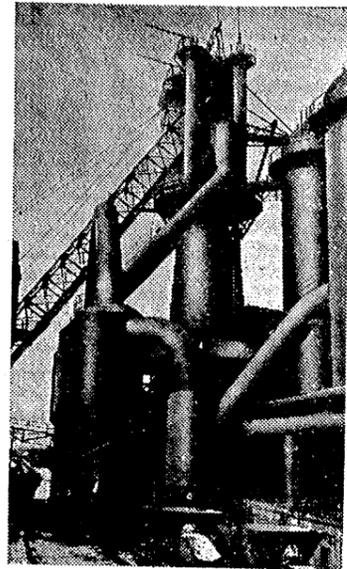
鐵鋼増産計畫の中心は鞍山の昭和製鐵所(資本金二億圓、以下各社とも最近の公稱資本金を掲げる)と本溪湖煤鐵公司(資本金一千萬圓)とである。

昭和製鐵所は、事變前には僅かに鐵鐵三十萬噸の生産能力を有するに過ぎなかつたのであるが、昭和八年から十年に互つて實施された増産設備の完成に依つて、昨年既に鐵鐵七十五萬噸、鋼塊五十八萬噸、鋼材三十萬噸の設備を有するに至り、更に今次五年計畫の第一歩として着手された鐵鐵百萬噸増産施設も最近全部完成し、時局下の本邦鐵鋼業に新銳の偉力を加へるに至つた。なほ昭和製鐵所の周圍には此處から半成品の供給を受けてそれを製品化する工場が十近く建設され、事變前一廠の鋼材も生産しなかつた滿洲は今や立派な鋼材生産國となつてゐる。
本溪湖煤鐵公司はこれまで特殊低磷鐵鐵の製造を主としてゐたが、五年計畫の要請は本會社に對しても普通鐵鋼の生産について昭和製鐵所と並んで重要な使命を課するやうになり、會社は昨年来本溪湖の南、宮の原に鐵鐵年産五十萬噸の鑄鐵爐を建設中であり、明年中には完成を見ようとしてゐる。資本金も近く一舉一億圓に増加される豫定である。

石炭

事變前に於ける滿洲の石炭生産額は僅かに八百五十萬噸程度で、その八割以上は滿鐵撫順炭礦の占める所であつた。

しかもこの程度の生産額も満洲国内では消化し切れず年々二三百萬噸を日本内地に輸出して居つた状態であり、昭和六七年の頃内地炭業の不況時代には撫順炭輸入禁止論すら擡頭した事もある。



(山核) 所 鋼 製 和 昭

ところが、満洲經濟の開發に伴つてその原動力たる石炭の需要は急激に増加しはじめた。この情勢に應じて昭和九年滿洲炭礦會社(資本金八千萬圓)の設立を見、撫順以外全滿に亘る各炭田の積極的開發増産に邁進するに至つた。

それからは石炭の産額は年々飛躍的に増加し、昨昭和十三年には事變前の約二倍に達してをり、そのうち撫順炭が約半額を占

めてゐる。本年度に於ては増産も感、本格的となり更に數百萬噸の増産を期待されてゐる。但し交通の發達、各種工業の勃興、人口の増加等に伴ふ需要の増加によつて右のやうな生産増加にも拘らず、なほ供給の不足を告げる状態で撫順炭の内地輸入量は最近却つて減少の情勢にあるので關係當業者は目下増産計畫の遂行に懸命の努力を拂つてゐる。

電 力

滿洲に於ける電氣事業は現在まで全部火力發電によつてゐる。

これは滿洲には我が國のやうな落差に富む小河川がなく、従つて一萬キロ、二萬キロと云ふやうな小規模の水力發電に適する箇所がなかつた事と、他面豊富な石炭の生産に恵まれた爲めである。事變前の發電設備は二十餘萬キロであつたが、滿洲國建國後旺盛な需要の増加に伴つて現在では五十萬キロ以上に達してゐる。

併し甚大な五年計畫の需要に應ずるには、到底この程度では足らう筈がなく、火力發電所も各所に續々建設中であるが、尚ほ水力發電の必要が痛感されるに至つた。幸ひ滿洲の大川たる鴨綠江、松花江等は水量の點に於て遙かに内地の河川に優り、大電力の需要さへあれば發電所の建設は充分可能な事が明らかとなつたので、五ヶ年計畫には尤大な水力發電計畫が取り入れられ、一昨年来松花江、鴨綠江の二箇所に雄大な水力發電所の建設工事がはじめられてゐる。

松花江の發電所は吉林の上流約二二籽の大豐滿に建設中で、滿洲國政府の直轄事業となつてゐる。高さ八一米の大堰堤の建設によつて工事完成後は面積五四五平方籽(琵琶湖の面積の八割)の大湖水が出現する筈で、最高出力六〇萬キロワットを豫定されて居り、第一次四八萬キロワットの工事竣成は昭和十六年の見込である。本工事は他面松花江治水計畫の一部をも兼ねるもので、これによつて下流十六萬町歩の水害除去と七萬二千町歩の開拓とが出来るものと計算されてゐる。

鴨綠江流域に於ては發電地點六箇所、總出力一六〇萬キロと計算されるが、現在建設中の發電所は安東の上流約六〇籽の水豊に在り、最高出力六〇萬キロと豫定され、滿洲國政府と朝鮮側折半出資で資本金一億圓(形式上二つの會社とする)の鴨綠江水電會社がこの建設に當つてゐる。

以上のやうな大電力工事の完成によつて電力料金は劃期的の低下を豫想され、これを利用する電機工業、電

煉工業等の電氣化學工業の勃興が期待される。既に吉林には昨年
 滿洲電氣化學工業會社(資本金三千萬圓)の設立を見、又安東には滿洲
 輕金屬會社のアルミニウム工場の建設が計畫されてゐる。
 なお全滿に亘る電氣の送配電並に火力發電(滿鐵直營のもの
 を除く)は昭和九年設立された滿洲電業會社(資本金一億六千萬圓が
 これに當つてゐる。

輕金屬

撫順附近に豊富に存在する滿洲攀土頁岩を原料とし、滿鐵中央試
 驗所の研究に成る乾式製鍊法を用ひてアルミニウムの製造を行ふ
 滿洲輕金屬會社(資本金五千萬圓)の撫順工場は昨年秋第一期工事
 (年産四千噸)竣成し目下第二期工事に取組んでゐる。この事業の
 強味は原料の攀土頁岩は固より製造助材の水晶石、電機その他を悉く滿洲内で自給し得る點にある。
 なおマグネシウムについては、大石橋、海城地方に世界的大鑛床を有する菱苦土鑛を原料とする滿洲マグネ
 シウム工業會社(資本金二千萬圓)が昨年六月滿洲重工業會社の傘下に設立され目下營口に工場を建設中である。

液體燃料

撫順炭礦露天掘石炭の上層をなす油母頁岩の乾溜による頁岩油の製造は、滿鐵の手によつて大正十四年以來幾
 多の苦心研究を経て昭和五年から本格的生産を見るに至つたものであるが、現在に於ては充分採算のとれる企業
 となつてゐる。現在の設備は粗油年産十五萬噸で、その大部分は重油に精製し、他の部分は揮發油、硫安、粗蠟
 等に製造してゐる。

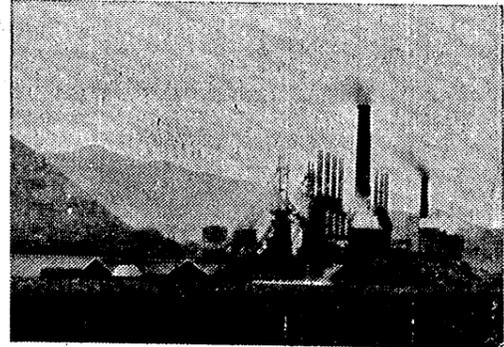
目下更に粗油年産二十萬噸の設備を建設中で本年中にその大部分を完成する豫定である。
 石炭液化事業は滿洲の方が寧ろ日本内地に先鞭をつけた形で、左の諸工場は何れも異なる方式を以て建設中
 あり、成果の實現を競つてゐる。

製法	經營者	工場	進捗程度
直接液法	南滿洲鐵道會社	撫順	略完成
瓦斯合成法(フイツシャー式)	滿洲合成燃料會社	錦州	建設中
乾溜、水素添加法	滿洲油化工業會社	四平街	略完成

パルプ

東北滿洲の廣大な森林資源を利用するパルプ製造事業は、滿洲國建國の當初から内地事業家の着眼する所とな
 り、計畫が進められてゐるが、東滿に建設された左記四會社の工場は昨年春以來相次いで工事完成し操業を開始
 するに至つた。四社とも現在の能力は各々年産一萬五千噸である。

會社名	資本金	工場所在地
東邦パルプ	三千萬圓	開山屯



(爐鐵塔三第山鞍) 所鋼製和昭

満洲バルブ 千萬元
 日滿バルブ 千萬元
 東洋バルブ 千萬元
 石 檉 林
 教 化
 峴 峴

なほ特殊なバルブ製造事業として豆程バルブ及び蒸バルブがある。營口の康徳蒸バルブ會社(資本金五百萬圓)は既に製品の産出を見て居り、豆程バルブ製造の満洲豆程バルブ會社(資本金一千萬圓)開原工場も竣工に近づいてゐる。

なほ時局の要請に應へて大小興安嶺地方の資源を利用する大規模なバルブ製造計畫も着々進捗中である。

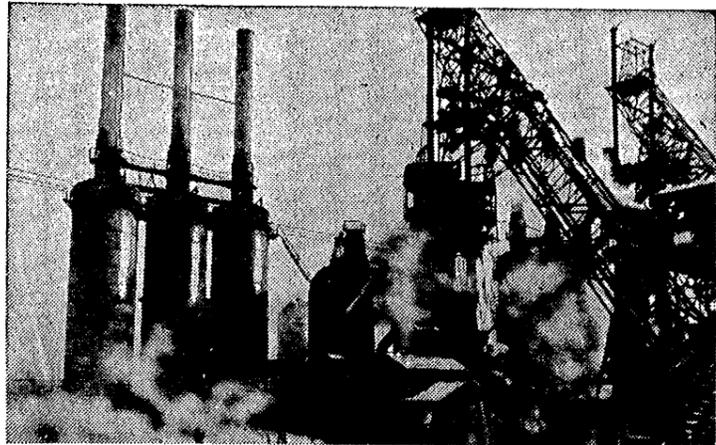
その他の各事業

以上列挙したもの外、非鐵金屬の鉛、亜鉛については昭和十年設立された満洲鉛鑛會社(資本金四百萬圓)の經營する錦州省楊家杖子鑛山が既に盛んに採鑛中であり、銅に關しても昨年滿洲の傘下に設立された満洲鑛山會社(資本金五千萬圓)並びに天寶山鑛業會社(資本金七百萬圓)によつて開發がはじめられてゐる。

金は、早く昭和九年設立された満洲探金會社(資本金千二百萬圓)の活動によつて、北滿砂金の生産は年々遞増を見えてゐるが、前記満洲鑛山會社も各地に産金計畫を進めてゐる。

鹽は我が國の近海鹽増産計畫に呼應して關東州、滿洲共に増産を實施中で、滿洲に於ける事業は、昭和十二年設立された満洲鹽業會社(資本金五百萬圓)がこれを擔當してゐる。尙ほ豊富なこの原鹽を利用して曹達灰の製造を行ふため大連に工場を設置した満洲曹達會社(資本金八百萬圓)も既に全滿の需要に應ずる生産を行つてゐる。

年産能力二十四萬噸の満洲化學工業會社(資本金二千五百萬圓)の硫安が内地、朝鮮の農業に大いに貢獻してゐる。



本 溪 湖 煤 鐵 公 司

事は周知の通りであるが、撫順、鞍山等の副成硫安も相當の數量に上つてゐる。また本年一月滿洲國政府と内地産業組合資本との共同出資によつて年産二十萬噸を目標とする満洲硫安工業會社(資本金五千萬圓)が設立された。

尙ほ機械、鐵道、車輛等については大連機械、滿洲工廠、滿洲車輛、大連船渠鐵工等の諸會社があり、また自動車、航空機等に關してもそれぞれ擔當會社の確定を見、一部は既に採業中であるが、こゝには記述を省略する。

各事業の經營狀況

さらに一言附け加へねばならぬ事は、前記各種の事業が現在悉く相當な利潤を收めて運営されてゐるといふ事である。

大連商工會議所が昭和十二年度全滿主要百六十會社の業態について調査した所によれば、百六十社の拂込株金額十二億八千餘萬圓に對し純利益は一億四千三百餘萬圓に達し、一割一分二厘の利益率を示してゐる。

昭和七年から昨昭和十三年に至る七年間、我が國から

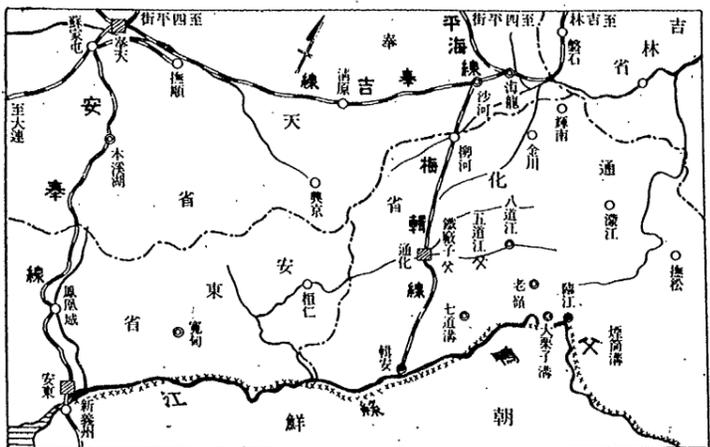
投下された所謂對滿投資の總額は十九億圓を超えるものと推算される。この中約半額は滿鐵、滿洲電信電話會社等の交通通信事業の資金となつてゐるが、鑛工業、電氣事業等の資金に充てられたものも六、七億圓に達する。殊に産業開發計畫の着手された昭和十二年からは鑛工業關係の投資が激増してゐる。これらの投資は、或ひは株式拂込の形に於て、或ひは社債應募の形式に於て行はれつゝあるものであるが、その配當或ひは利子として我が國に還流する金額は既に年々一億數千萬圓に達してゐるのである。

東邊道開發計畫

滿洲の東南の隅、通化を中心とするいはゆる東邊道一帯の地方は山嶽重疊人烟稀薄、治安の確保も最も遅れた地方であるが、各種鑛物を豊富に埋藏してゐる事はかねて豫想された所であつた。最近治安の確保、交通の發展に伴つて大規模な調査が行はれると共に、この地方に於ける鐵、石炭その他の鑛物資源の埋藏量は豫想以上に豊富な事が判明するに至つた。わけても大栗子溝の鐵鑛の如きは品位六五%を超えるといはれる稀有の富鑛であり、その他七道溝、老嶺等の鐵鑛、鐵廠子、五道江、煙筒溝等の炭鑛も既に確實に推定される鑛量だけでも相當な額に上つてゐる。滿洲重工業會社は昨年八月資本金三千萬圓の東邊道開發會社を設立して、これら資源の綜合的開發に當らせる事とし、また滿洲國政府は先年の省機構改正に際し安東省から通化省を分離、獨立させてこの地域の開發に努力を傾注してゐる。

交通機關の整備と共にこの大資源が滿洲工業の原動力となり、日本の生産力擴充に寄與する所大なるべきは想像に難くない。

東邊道附近略圖



結 び

以上述べたやうに、滿洲に於ては前記計畫産業の殆んど全部に互つて膨大な生産力擴充が進行してゐる。大豆の國滿洲は、今や工業國としても堅實な發展を示してゐるのである。併しいふ迄もなくこの經濟建設は單に滿洲だけの爲めの經濟建設ではない、總ては日本の綜合國力發展への寄與を目標としてゐるのである。我が國が時局下資金、物資、勞力の各方面に於て少なからぬ困難に當面しながらも、なほ滿洲經濟の建設に要する資材資金の供給に、また技術者の提供に積極的援助をなしてゐる所以は全く此處にある。新東亞建設の使命を荷ふ日本國民がこの滿洲經濟建設の本質を理解し輝かしい明日を期待しながら充分な協力援助を吝まない事を希望して已まない次第である。

改正された兵役法

陸軍省情報部

帝國は、今や有史以來の非常時局を克服し新東亞建設の聖業完遂に邁進しつゝある。今度行はれた兵役法の改正も、物心兩方面からこの聖業完遂に資せんが爲めに外ならない。この改正の要目を擧げれば服役年限、召集、在學徵集延期及び兵員徵集法に關する改正、短期現役兵制度の廃止並びに滿洲國の設立する學校に在學する日本人に對し、在學徵集延期を認める件等である。

服役期間の改正

支那事變の處理と國際情勢の變化に伴つて、帝國軍備は迅速にこれを充實する必要に迫られ、國防兵力も亦自ら飛躍的に増加せざるを得なくなつた。而して多數の戰時所要兵力を保持する爲めには、徵

集人員を増加すると共に、ある程度服役年限を延長し、兩方法の調和によつて一面軍の所要を充足すると共に、他面國民の負擔を他國家各般に及ぼす影響を公正輕微ならしめるを必要とする。この見地から、今度の改正では、服役年限に關し、陸軍については補充兵役の十二年四月を十七年四月月に、海軍については豫備役四年を五年に、後備兵役五年を七年に、それ／＼延長したのである。

徵集順序決定法の改正

前述の如く國防上の要求に基づき徵集人員は近年頗る増大し、而かも最近軍事の進歩に伴つて兵業も複雑となり、その訓練のためよく體位優良な兵員を要するに拘らず、壯丁の體位は却つて逐年低下の傾向にあ

るので、従來の方法では到底この要求を充足し得なくなり、茲に徵集順序決定法の改正を見るに至つたのである。

具體的方法について述べれば、舊方法では甲種及び乙種となすべき者の身長に限界は一米五〇であつたが、現役兵及び第一補充兵はその中で身長一米六〇以上の者から徵集することとされてゐて、一團となつて抽籤に加はる者は同一體格等位で身長一米六〇以上の者に限られて居り、それ以下の身長は抽籤に加はることなく第二補充兵に編入するのを建前としてゐた。

そして身長一米六〇以上の者だけを以て要員を充たし得ない場合には、これを充たし得るまで逐次一耗づゝ身長を繰り下げ得ることになつてゐた。問題はこの繰り下げ身長制を採用する場合に生じたのであつて、例へば要員五名不足の爲め身長を一耗繰り下げたところ、十名が新たに加はることとなり、五名を除かねばならぬこととなる。そこでこの五名の過剩員を抽籤によつて選び出すのであるが、従來の方法では全員を抽籤に加へることとなつてゐたため、抽籤の結果はかへつて身長一米

六〇以上の者がいはゆる「籤逸れ」となることが少なくなつた。このやうな不合理のないやうに、換言すれば右五名の選び出しは身長繰り下げによつて新たに加はつた十名だけの間に於て適當な方法によつて行はうとするのが改正法の要點である。

召集に關する改正

戰時兵力の相當部分を占める在郷軍人の軍事能力を軍事の進歩に伴はしめると共に、なるべく多數の既教育補充兵を保有して、開戦初頭より全軍素質の精銳を期すると共に、爾後に於ける迅速な兵員補充を容易ならしめ、また大陸に於ける警備等の必要に應ずる爲めに、左記諸項の如き改正が行はれたのである。

一 勤務演習の召集日数は従來陸軍にあつては一回三十五日以内、海軍にあつては七十日以内とし、海軍に限つて特別の必要ある場合に更に五十日以内延長し得るやうに規定されてゐたのであるが、今回陸軍に於ても更に五十日以内これを延長し得るやうに成つて近時の進歩複雑化した軍事の修得に遺憾なからしめ得

るやうに改正された。

二 教育の爲めの召集は、従来第一補充兵のみに限られてゐたのを、第二補充兵についてもこれを行ひ得るやうにし、既教育在郷兵力の増加をはかるやうに改正された。

三 豫備兵は警備その他の必要に因り歸休兵を召集しても尙ほ兵員を要する場合に、服役第一年度の豫備兵だけを召集し得るやうに規定されてゐたが、今や大陸に保持せらるべき陸軍兵力は相當多數に上るべきに拘らず、大陸に於ける在郷軍人の数は必ずしもこれに比例せず、従つて大陸に在る部隊が警備その他の必要から兵力の増加を必要とした場合、服役第一年度の豫備兵だけではその要求を充たし難い場合が少くないと判断される。そこで之を緩和し得ることを主眼として、豫備兵は前記のやうな必要に際しては、その服役年次に拘らずこれを召集し得るやうに改正したのである。

四 召集された者で入營の際の身體検査の結果、疾病その他の異常に因り勤務に堪へずと認められた場合は、

であると思はれる。

以上の見地から、今次の兵役法改正を期して、本制度を廢止するに至つたのである。

但し本制度の廢止に伴つて、いやくも小國民の教育に感銘を起させないやう關係當局に於て慎重に研究を重ね遺憾なきを期してゐる。

また従来は短期現役兵の資格のある者で現役に適する體位の者は全員を徵集してゐたのに、今回の改正によつて一般壯丁と全然同一の標準及び方法によつて徵集することになつた。かうすれば徵集人員の率は従来よりも若干減少するのは免れないが、その数は従來の統計によつて檢討するとさほど大なる數ではない。近き將來現役兵徵集人員は尙ほ増加するものと豫想され、尙ほ補充兵についても多數の者に平時より教育を施すこともなれば、その数は更に減少すると判断される。その上現役兵として入營する者は従來に比し格段の深刻な教育を受けるだけでなく、その中相當の人員は幹部候補生に採用され、幹部たる操備と氣魄とを培はれるから、教育者の軍事に關する知識と理解とは総合的には寧ろ増大し、將來兒童

従來は召集を免除する以外に方法が無かつたため、時としていろ／＼の不都合のあつたのに鑑み、今次の改正に於てはこの種の者は「召集期日、若し召集年次を變更し、または召集を免除し得ること」と成り、當該被召集者の實情に應じて適當に處理し得ることとなつた。

短期現役兵制度の廢止

この制度は我が國兵役制度上の特異の存在であつて、それが今日迄存続した所以は、小學校教育の重要性に鑑み、なるべく多數の教育者に軍隊教育を體得せしめる反面、戦時と雖もその職務に専念せしめ得るやうにし、以て兵政文政の協調關係を密ならしめ、彼此相助成せしめんとするにあつた。

然し近時の進歩せる軍事諸般の事項を、わづか五ヶ月の短時日を以て兒童教育に效果あらしめ得る程度に體得させることは不可能であるばかりでなく、教育者が一般國民と全然同様に兵役義務を負担し、國防の第一線に立つことが教育効果を發揚する爲めには却つて極めて肝要

教育は勿論、青年學校等の教育にも一段精彩が加はるものと期待される。

またこの制度の廢止によつて師範學校入學希望者の減少と素質低下を懸念する向きもあるやに聞き及んでゐるが、元來本制度は兵役上の特例ではあつたが決して特典ではなかつたのである。男兒最大の義務であり且つ名譽である兵役の輕減乃至免除を自當に、教員を志願する様な心得違ひの者が過去に於て絶無であつたことを信ずると共に、このやうな懸念の杞憂に過ぎないことを希ふ次第である。

在學徵集延期制度の改正

軍の精否は將兵の體力氣力の優劣に負ふところ多く、體力氣力はまた年齢の老若に支配されるところが少くない。

殊に在學徵集延期制度の適用を受くべき者の中には、戦時軍隊の重要部位を占むべき多數の豫備役將校、下士官の要員を含んでゐる事實に鑑み、その服役年齢を低下することは極めて重要なことである。

本次改正に於ては一般の修業に支障を生じない範圍に於て、延期限度を短縮して上記の目的を達すると共に、舊制度に於て延期期間を、早生れ、遅生れの學齡に關係なく滿何歳と年齢によつて定め、實際の學校修業年限と無關係に律して居つた不合理を是正したのである。

新舊兩制度を對照表示すれば左の如くである。

學校の區分	最高年齢
中學校	年齡二十二年
高等學校普通科	年齡二十五年
實業學校(中等程度)	年齡二十五年
師範學校	年齡二十五年
高等學校高等科及專攻科	年齡二十五年
大學令ニ依ル大學豫科	年齡二十五年
修業年限三年又ハ四年ノ專門學校	年齡二十五年
高等師範學校(專攻科ヲ除ク)	年齡二十五年
臨時、實業學校又ハ青年學校教員養成所	年齡二十五年
修業年限五年以上ノ專門學校	年齡二十七年
高等師範學校專攻科	年齡二十七年
大學令ニ依ル大學學部	年齡二十七年

學校の區分	修業年限	最高年齢
中學校	三年	年齡二十一
高等學校普通科	三年	年齡二十一
實業學校(中等程度)	三年	年齡二十一
師範學校	三年	年齡二十一
高等學校高等科	三年	年齡二十一
大學令ニ依ル大學豫科	三年	年齡二十一
青年學校教員養成所	三年	年齡二十一
臨時教員養成所	三年	年齡二十一
實業學校教員養成所	三年	年齡二十一
高等學校專攻科	三年	年齡二十一
修業年限三年又ハ四年ノ專門學校	三年	年齡二十一
高等師範學校(專攻科ヲ除ク)	三年	年齡二十一
修業年限五年以上ノ專門學校	五年	年齡二十五
高等師範學校專攻科	五年	年齡二十五
大學令ニ依ル大學學部(醫學部ヲ除ク)	五年	年齡二十五
大學令ニ依ル大學醫學部	五年	年齡二十五

しても、いはゆるペンを持つて銃を執り戦線に立つのを至當とするから、新たにこれに關し規定を設けたのである。

尙ほ本制の施行期日は、昭和十四年十二月一日とし、且つその時既に在學してゐる者については引續きその學校に在學する間は、舊制度の通りの延期を認めることとし、直ちに修業に支障を生ぜしめないやうに考慮されてゐるのであつてこの點特に注意を願ふところである。

在外指定學校の範圍擴張

滿洲國の設立する學校中、日滿兩國が互に關連して發展する爲めに、特種重大な意義を持つものに對しては、帝國としてその充實發展の爲め積極的援助をなすことが極めて重要である。

従つてこの種の學校に在學する帝國臣民に對しては、その學校の内容に應じて、帝國の設立する相當學校に在學する者と同様の修業上の便宜を與へることが適當と認められるから、在學徵集延期制度の適用範圍を擴張したのである。

今次行はれた兵役法改正の概要は以上の通りである。貴衆兩院に於ては本改正の趣旨を了得し夙に協賛を與へられた。一般國民も亦速かに本改正の趣旨を正解せられ相ともにその實效の發揚を期して已まない次第である。

生活費指數は上昇

内閣統計局三月三十日の發表によれば、昭和十二年七月を一〇とする全國主要二十四市平均の本年三月分、労働者生活費指數は二六・〇で、前年同月と較べると六分の増加である。今之を前月に比較すると六厘、また前年同月に比較すると八分六厘の上昇である。

給料生活費指數は全國十市平均の三月分給料生活費指數は二一・五で、前月に比較すると三厘、また前年同月に比較すると八分二厘上昇である。

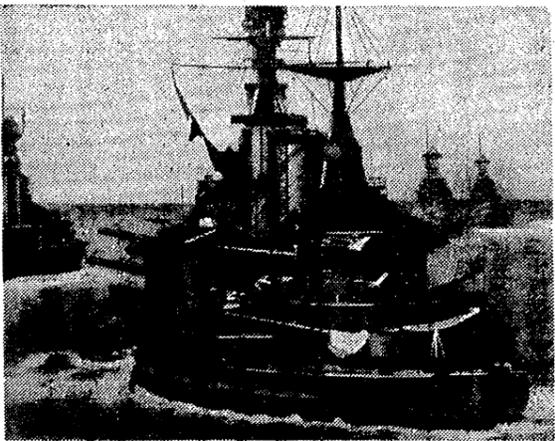
項目	三 月	前年同月比	三 月	前年同月比
生計費指數	二六・〇	十八・〇	二一・五	十八・二
労働者				
給料生活者				
飲食料費	一一・〇	十六・八	一一・五	十七・四
住居費	一〇・五	十六・六	一〇・四	十二・八
光熱費	一一・九	十六・五	一一・〇	十五・五
被服費	一四・三	十六・五	一四・一	十五・七
その他の諸費	一〇・〇	十三・二	一〇・五	十三・〇

英政府は昨年度は傳統的健全財政方針の下に増税を以て國防費の膨脹に應じようとした。即ち基準所得税率を一磅に付き五、六片(二七・五%)に引上げて大戦後の記録を破つた外、ガソリン税、茶税等も引上げたが、國民は國防充實の急務を認識し、この重税を甘受したのである。

今年には選挙対策からか、財政観念を變更したものか、又は國民擔稅力の關係からか、増税を行はぬ方針と傳へられてゐるが、潛勢力のある英國としては、決意次第に依つてなほ軍備擴張の餘力を持つてゐることは確實と見られてゐる。

二 海軍軍備方針

海軍軍備の整備方針は、一九三七年三月十一日ホーア前海相の説明によると、海軍の任務は、通商路の安全と帝國各部の連絡を確保することにあつて、この任務を東西兩半球に亘り遂行するに足る海軍力を整へるのが海軍政策である。之を二國標準とか何とかいふやうに、想定敵國とか、その總噸數とかを以て現はす積りはない。」と



英國大西洋艦隊

いつてゐる。現海軍次官も、本年三月十七日下院に於て、「以上の方針には變更なく、特に現下國際情勢の變轉極まりなき際、特定の標準を定めることは出来ない。」といつてゐる。

だが、こんな方針は勿論案人欺しの抽象論であつて、文字通り解釋すれば、單なる海軍軍備の原則を述べてゐるに過ぎない。少くとも英國といふ特定國の海軍軍備方針として考へるならば、これは「極東作戦海軍の建設」といふことに歸着するのである。これに就いてリッチモンド大將は、昨年二月號の「ナインティーン・センチュリー」に於て「海軍政策は極東に據頭せる大海軍國に備ふるを意味す。」との解説を與へてゐるのである。

しかして整備の方針に關しては、一九三七年七月二十一日ホーア海相は

- (1) 海軍の建直し
- (2) 艦隊乗員の訓練
- (3) 海軍根據地施設の充實及び近代化

を以て現下海軍の三大任務であるといつてゐる。同日の演説では行動力大なる艦隊の整備を力説し、シンガポール根據地の重要性を強調して、「極東の關門を十分防禦することは、帝國國策の根本方針であつて、シンガポールに於ける海軍根據地をこの組織中最も強固な地點となすことが眼目である。現に角極東に於ける英國及び英國人

の利益及び財産は非常に重要であつて、シンガポールに於ける現在の事業は英帝國聯邦の集團的安全の爲めには絶対必要なことである。」と述べてゐるのは、我が海軍として特に注意を要する點である。シンガポールを極めて重要視してゐることは、昨年三月十七日の議會に於て海軍次官が「昨年度中に於ける最も重要な海軍の事業は、シンガポールに於けるキング・ジョージ五世ドックの完成である。」と述べたことによつても明らかである。

三 海軍航空の獨立化

艦隊航空隊は最近まで空軍省の管下に在つたが、一九三七年七月政府はこれを海軍に移管することに決し、海軍省の管下に歸した。これは英國國防上の重大なる進歩といふべく、海軍航空は今後面目を一新するであらう。

昨年五月十二日下院に於ける海相の言明によれば、當時の艦隊航空隊の機數は二一〇機に満たないやうであつたが、爾來着々改善されて居り、一九四〇年三月末迄には約五〇〇機を第一線機として所有することになつて

最近更に、陸上基地の若干をも空軍から海軍に譲渡するに至つた。これは空軍獨立二十ヶ年の経験によつて、英國もまた眞の國防のために日本及び米國と同様、海軍は海軍の航空隊を持たねばならぬことを悟つたためである。

四 建艦計畫

一九三五年迄の建艦計畫は軍縮條約に期待をかけ、現勢力維持のための代艦建造に過ぎなかつたが、翌一九三六年度からは斷然擴張に乗り出したのである。同年の白書によつて明確にされた處は次の通りである。

- (1) 主力艦は新主力艦を造ると共に既成艦も近代化を行ふ。即ち新艦の完成後と雖も老朽艦を強化保有し得るやうにする。
- (2) 巡洋艦は七〇隻まで造る。但し内一〇隻は艦齡超過にても可。
- (3) 驅逐艦及び潜水艦は着々代換を行ふ。
- (4) 艦隊航空隊勢力は數年内に急速に擴張する。

(5) その他種々艦船は着々整備する。即ち巡洋艦は地理的要求によつて明確にその隻數を定めてゐるが、その他の艦種は判然と數を定めてゐない。それは前述した通り定めることが困難であるからである。然し乍ら、潜水艦以上の重要艦種だけでも二〇〇萬噸に達する海軍力を持つことは明白であるといへる。英國は現に五五萬噸の艦艇を建造中であつて、艦種に應じ大體一年乃至三年で完成するものと豫想される。

歐洲大戦中に於ける英國の一年間の最大建造噸數は約五〇萬噸、四年間の建造噸數を平均すると一年間約三十九萬噸であつて、これ等の數字によつて英國の建艦能力が如何に尨大であるかが窺はれる。而かも最近發表の國防白書によれば、本年三月末頃建造中のものは約六六萬噸と豫想される。人員養成、兵器機材の整備等が眞剣に行はれてゐる點から見ても、以上は決して机上の計畫と解すべきではない。

五 薄れゆくユニオン・ジャックの影

以上の如き尨大な英國の再軍備計畫は、さすがに英國

の國力の偉大さを示すものではあるが、その半面に於て、暗い陰が大英帝國に忍び寄つてゐることを物語つてゐるものといへよう。

狂氣染みた英國の軍備再建は、伊・エ戦争に際し、大英帝國艦隊がイタリーの空軍と潜水艦に對しての輕重を問はれたことに始まるが、これはとりも直さず後述の一途を辿りつゝある英帝國の苦悶のあがきに過ぎないのである。英國は今、實の侵略の遺産である全世界に跨る大領土を擁して、過去數世紀に互つて自らの犯した罪業に脅かされてゐるのである。そして疑心暗鬼から軍備の不足を痛感して、居たゝまらないのである。

嘗て「七の海」を支配すると豪語した大英帝國艦隊も、今や時代の進運には抗しきれず、飛行機と潜水艦の出現發達によつて、その勢力範圍は日一日と狭められてゆく。英國が如何に軍備を擴張したからとて大英帝國艦隊華やかになりし時代は二度と地球上には訪れないであらう。かくて「ユニオン・ジャック」は次第に色褪せて行くのである。英國がシンガポールの大軍港を頼みとして、對日作戰準備を強行すれば、我が日本も亦之に備へるだけである。

近代の海戦は立體的である。地理的、戰術的優位にある帝國海軍は儼として西太平洋を護り、遠來の客を迎へる用意を怠るやうなことは斷じてない。三十五年前のバルチック艦隊はその適例である。帝國海軍は敵の來らざるを待まず、我が俟つあるを待み、日夜猛訓練を繰返して傳統の武威を揮ふべき機會の到來を待つてゐるのである。

寫眞

四月五日發行
第五十九號目次

- ☆南海に響へて
歴潮羅多利海を航行し征服した女都督蘇海蘭所屬艦隊の船々を眺めし大英帝國海軍の若人海軍の神威を解き、椰子の菓實を土人と語つた。
- ☆軍艦下の南洋
時局下の南洋は椰子の菓實に飽する華人海軍の安堵から眺め、島民は國民海軍の勇健の良き協力者である。
- ☆愛馬の日
馬は兵隊の、育てよ、愛せ。
- ☆海南島は日本晴れ
- ☆讀者のカメラ

定價 十錢

南昌攻略戦の経過

陸軍省情報部

一般の態勢

武漢作戦の末期、徳安、箬溪方面の山地戦に於て悪戦苦闘遂に敵を撃破したわが軍は、修水の線に進出して對岸の敵と近く對峙しつゝあつた。修水は西洞庭湖、東鄱陽湖を結ぶ河幅約五十米乃至二百米に達する河川で、攻者にとつては相當の障礙である。敵は第十九集團軍長羅卓英の指揮する總兵力十七、八ヶ師を以て概ね武寧以東の地區に堅固な數線陣地を構築しわれに抵抗を策しつゝあつた。

作戰経過

この敵に對しわが中支軍は、漢水方面の作戰に引續き南昌方面の作戰準備を著々進めつゝあつた。江南の野は折悪く二ヶ月に亘る霖雨に地形全く泥濘の巷と化し、將兵の辛苦を彌が上にも増した。

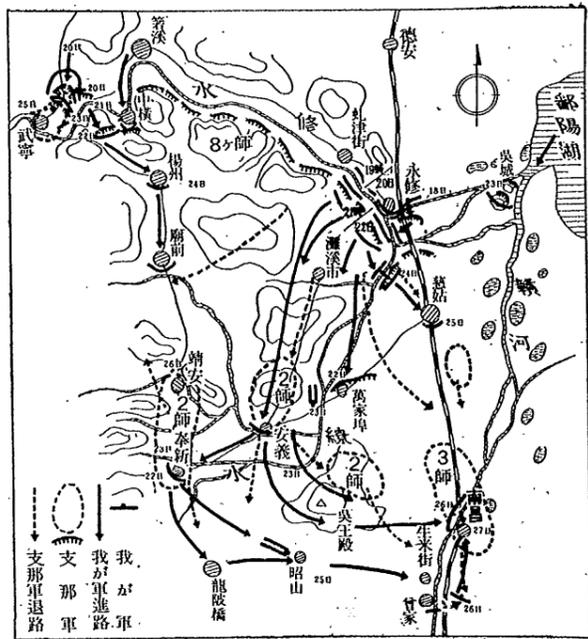
三月中旬戰機は熟し、十八日わが一部隊は永修より下流修水分流の敵前渡河を決行し、續いて永修附近及び虬津街

東方地區に於て二十日午後七時を期し一齊に修水の敵前渡河を決行した。時恰も滿潮増水時ではあつたが、わが準備の周到と果敢なる決行とによつて僅か一、二時間で見事に成功した。渡河部隊は修水河南岸の敵陣地に突入之を撃退し、二十二日は一齊に果敢なる追撃戦に移つた。

敵はわが急襲に狼狽續々南方に敗退中である。この追撃戦に参加せるわが戰車隊の如きは左右の敵に介意することなく突進し、萬家埠、安義の要地を突破、更に奉新に進出し敵の退路を遮斷した。戰車隊の奉新到着迄に於ける戦果は遺棄死傷五〇〇、鹵獲品火炮三九門内十種加農四、十二種擲彈砲四、野山砲三、自動車一〇、馬匹五〇〇、ガソリン等であつた。これに依つても如何に追撃が猛烈であつたが判明し得る。

第一線歩兵部隊は敵を追撃し二十三日夕には奉新、萬家埠の線に、二十六日には贛江の線に進出、一部隊は會家附近に於て贛江を強行渡河し浙贛線を遮斷した。また生米街

南昌方面作戰經過要圖



附近を渡河した主力部隊は續々南昌に迫り、翌二十七日午後六時四十分南方より南昌に突入、遂に之を占領し城頭高く日章旗を翻へした。

害戦死五十八名、戦傷二百三十名であつた。鄱陽湖方面に活動中のわが志摩その他の部隊は、海軍部隊と協同作戰の下に、二十三日鄱陽湖畔の吳城及び

敵はわが軍の猛攻と南昌占領によつて極度に混亂狼狽し四分五裂の情況を呈しつゝある。

一方武寧方面に於ては、武寧東北方四里棺材山附近の山嶽地帯一面に陣地を占領せる約二萬五千の敵に對し、二十日以來包圍攻撃中であつたわが軍は、天險と人為の障礙を克服して力攻大いに努め、空陸相呼應してこれに徹底的打撃を與へ、二十九日午前三時武寧に突入、同七時遂にこれを完全に攻略した。

一方二十一日修水南岸に進出せるわが部隊は、二十二日、中横東西の高地線を突破、二十四日揚州を占領更に南進を繼續、二十七日には廟前に進出した。

この方面は二十日、二十一日の戦果のみで遺棄死傷一七〇〇、捕虜七五〇、鹵獲品小銃七〇〇、輕機一〇、速射砲一、わが軍の損

その南方高地一帯を占領した。
主力部隊方面の二十八日午前迄に判明した総合戦果は次の通りである。敵の遺棄死體八、七〇〇、捕虜二、八七〇、鹵獲品重砲九、野山砲三八、迫撃砲三七、重機關銃一、輕機關銃八一、小銃二、一五〇、自動車一三、馬四八〇〇等であつた。わが損害死傷合計五百名である。

杭州方面の作戦

南昌方面の作戦に協力しつつある杭州方面のわが軍は、二十日午浦沖に於て敵船を撃沈し又は敵浦對岸の敵陣地を砲撃しつつある。

杭州附近に於ては二十日夜半より二十一日拂曉にかけ、杭州西南方長沙島(錢塘江の中洲、東西六軒、南北三軒の木葉型の島)に敵前上陸を敢行し、二十二日島内に在つた一ケ團の敵に大打撃を與へた。敵の遺棄死體八四、浮舟により退却中の敵に與へた損害は莫大なるものである。

本作戦の價値

支那の鐵道は悉くわが軍が占領したといつてもよい。唯一つ残されたものに杭州、南昌、長沙を結ぶ浙贛線があつた。固より平時のやうな交通線としての能力はないに

しても、揚子江以南地區に於ける戰略的、經濟的價値は大なるものがあることを認めざるを得ない。即ち杭州方面遊撃戰の補給線として、また密輸軍需品の輸送線として利用せられつつあつた。従つて今次の作戦は之が大動脈を切断することに於て意義があるといへる。

また南昌は人口五十萬の大都市、軍事、政治、經濟、交通の中心地點として蔣介石の重要策源地であることに於て大なる意義があつた。

本作戦開始以來七日にして二十ヶ師に近き敵を撃破し、二十七日迄に南昌を占領するを得たのは、敵の陣地帯を急襲突破し、戰車部隊の勇敢なる楔入的突進、陸海軍航空部隊の協力と相俟つて急追撃を敢行せるため、敵をして南昌西北方高地帯に據るべき餘裕を與へず、その企圖を破碎し、また敵の主力退却にさきだち連軍、贛江を急襲渡河し鐵道を分斷して敵の退却路を遮斷する等終始一貫急襲戰法の利を収めたるがため、敵に與へた物心兩面の打撃は蓋し甚大なるものであらう。南昌方面敵軍の有した火砲の殆んど全部を鹵獲し捕虜も亦比較的多數であり、敵の指揮全く支離滅裂となつたことによつても以上のことが明らかである。



日伊文化協定について

外務省情報部

去る三月二十三日、我が有田外相と駐日イタリー大使アウリッチ氏との間に『文化的協力に關する日本國伊太利國間協定』が調印されたのである。この協定は昨年十一月に締結された日獨文化協定に次いで實施せられることとなつた

我が國に於ける二度目の文化協定であつて、我が文化外交の發展を示すものとして極めて意義深きものがある。即ち中世紀時代の昔から、文化的に深い關係を持ち、今日に於ては防共の盟邦である日本とイタリーが、この文化協定の締結によつて、愈々緊密に結ばれ、兩國民の諒解と友好親善が益々強化されるに至るであらう。

最近一般に歐米諸國に於て、我が日本文化に對する憧憬が頗る厚きを加へてゐるが、殊に日伊兩國間に於ける相互の文化的研究は隨處盛んで、最近に於ける文化交流事業は益々進歩し、進歩に増大されてゐる。かかる時に當つて、

我が日本文化の眞面目を發揚しつつ、イタリー文化の精髓に觸れ、互にその長所を採つて短所を補ひ、精神的結合の深化を圖るために、堅實な協力の基礎が樹立されたことは、東亞の新文化を創造し、併せて世界文化の進展に寄與せんとする、輝かしき我が日本の文化的使命を達成する上に、重大なる意義を有するものである。

昨年十一月、日獨文化協定が締結されるに當り、我が外務省から、日獨文化協定と同様の主旨によつて、イタリーとの間にも文化協定を締結することが、極めて機宜に適切であることを認め、この旨をイタリー政府に傳達したところ、イタリー政府に於ても、全然、同様の意向であつたので十二月に至り帝國政府から案文を提示し、正式に文化協定の締結を提議したのであつたが、これに對して、イタリー政府は殆んど無修正で欣然我が提案を承諾し、今回調印を見たのである。

従つて、本協定は日伊兩國の文化的提携の基本的方針を規定し、具體的事項は必要に應じ、それら兩國の権限ある官憲の間に於て協議決定されることとなつてをり、適宜融通自在に活用されることとなつてゐる點は、日獨文化協定と同様の建前である。

二

日伊文化協定は前文と四ヶ條の本文及び末文とから成立つてをり、先づ前文に於て日伊兩國は、その各の永き傳統に基礎を置く固有の文化を相互に尊重するものであることを嚴肅に認め、將來兩國間に行はれる各種の文化的提携は、この上に立つものであることを明白にし、以て兩國間の文化關係を増進して、相互の理解を深くし、既に兩國間に存在する友好及び相互信頼の關係を益々鞏固ならしめる目的を以てこの協定を締結する所以を示してゐるのである。

次に本文の第一條に於て、日伊兩國は相互間の文化關係を堅實な基礎の上に樹立することに努力すること、従つてこれがため相互に最も緊密なる協力を行ふことを約してをり、即ち本協定の根本目的を規定してゐるのである。

第二條は日伊兩國が、本協定に基づいて行ふ文化協力とは如何なる範圍の専柄に涉つて行はれるものであるかを、商條約以後の事であるが、明治維新以來、音楽や美術の方面に於て、官民の間に深い交渉を加へたのであつた。我が印刷局に招聘されたエドアルド・キヨッネが紙幣などの銅版彫刻を初めて日本に紹介し、工部大學に於てラギーが彫刻を、またカベレッツが用器畫を教授してゐたこと等は、有名な話で幾多の挿話が残されてゐるのである。

また、兩國の文化的接近に資すべきところの一般的並びに専門的文獻の翻譯を相互に奨励し、圖書や雜誌の交換、映畫の交換、交換放送等を行ひその他藝術文化の交換を計り、或ひは青少年團による交遊の増進を初めとして、スポーツ並びに厚生運動、觀光事業による交遊を増進すること等を協議決定することになつてゐるのである。

三

日本とイタリーとの接觸は、天文二十年（一五五一年）大友義領が貿易振興の目的を以て印度に遣はした家臣がローマに到つて法王に謁したのが最初であるとされてゐるが、その後、慶長年間（一六〇〇年）に於ける支倉六右衛門の事跡は既に世界的に有名になつてゐる。従つて、この時代から、日伊間の文化關係は、宗教關係、殊に天主教及び學術方面に於ては天文學を通じて甚だ深い因縁があつたのである。

日伊間に正式の交通の開けたのは慶應二年（一八六七年）の日伊修好通

例示的に列挙して、これ等の事柄について兩國が協力して常に兩國の文化關係を増進せんとする旨を規定してゐるのである。

第三條は第二條に列挙した事柄について、具體的に問題の起つた場合には、それらの問題に關して、その實施について兩國の権限ある官憲の間に協議して決定することを規定したもので、例へば、學生の交換、青少年團交換等の問題が具體化した場合には、兩國の官憲の間に事務的に談合を遂げて、その上でこれを實施することを取計ふといふことを定めてゐるのである。

第四條はこの協定は署名と同時に效力を發生し、爾後、日伊兩國の一方から、一年の期間を置いて破棄の意向を通告しない限り、永久にその效力を保つてゐるものであることを規定してゐるのであつて、文化的協力を規定する條約には適はじいものである。

なほ、以上の協定中に記されてゐる各種の文化的協力に關して、日伊兩當局の間には差し當つて、日伊兩國からの種々な發議を考究するための委員會を設けること、兩國の文化的接近に資すべき新たな文化施設の設置及び既に存在するこの種の文化施設の維持並びに擴充を行ひ、政府

商條約以後の事であるが、明治維新以來、音楽や美術の方面に於て、官民の間に深い交渉を加へたのであつた。我が印刷局に招聘されたエドアルド・キヨッネが紙幣などの銅版彫刻を初めて日本に紹介し、工部大學に於てラギーが彫刻を、またカベレッツが用器畫を教授してゐたこと等は、有名な話で幾多の挿話が残されてゐるのである。

かくの如く我が國の開國時代にあつては、イタリーの文化が我が國の發達進歩に寄與したところは、頗る大きなものがあつた。而して我が國が國力の隆盛に伴ひ、世界的の躍進を遂げるや、イタリーに於ける日本研究が勃興して來たのであるが、殊に最近に於ては、彼等の精神的物質的文化的眞髓を究明するために、兩國間に活潑なる文化交流が行はれるに至つたのである。

日伊兩國の文化交流の機關として、去る昭和十年、それぞれ兩國政府の指導の下に、イタリーには中亞極東協會、日本には日伊協會が創立せられ、教授學生の交換、圖書出版物の交換、講演その他種々なる文化協力に於て大なる業績を擧げてゐるのであるが、イタリーが防共協定に参加して以來、兩國の友好關係は一層の鞏固を加ふると共に文化的

親善願みに深きを加へ、昨十三年の春には、ローマに於て「ムソリーニ首相の發議によつて『日本の友の會』が組織され、また、最近我が官民の東京に於ける日伊文化會館の建設に多大の好意を表する等、兩國の文化的提携は益々緊密となりつゝあるのである。

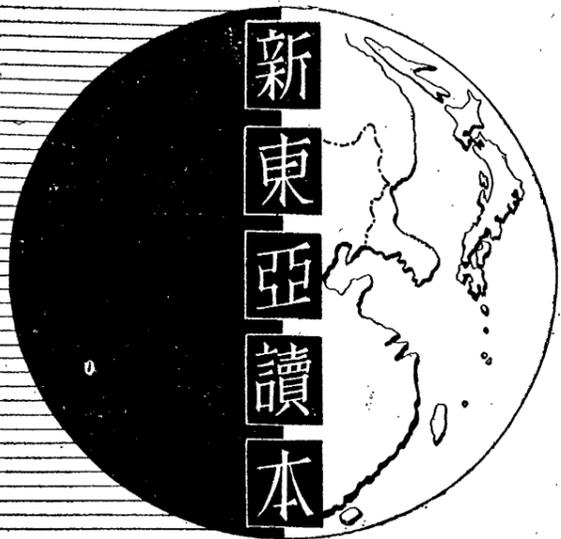
即ち、我が國に於ては既にイタリア語及びイタリア文學の研究施設として外國語學校に於ける講座があつたが、昭和十二年以來、東京商科大学の中にイタリア語及びイタリア文學の講座が開設され、イタリアに於ては日本研究熱の増大に應じ、ナポリの東洋語學校に設けられてゐる日本語の講座は連年聴講者の激増を來たしつゝあり、ローマ大學にも最近日本研究の講座が開設されたのである。また、昭和十年にはローマ大學の數學教授フランチェスコ・セヴェリ博士、翌十一年には同大學佛敎研究家のジュゼッペ・ツツチ博士が來朝し、我が國からも、東京帝大の田中耕太郎博士及び石木巳四雄博士が昭和十年及び十二年に渡伊し、交換教授としてそれ／＼多大の功績を擧げてをり、なほ、昭和十一年以來、我が國際學友會とイタリアの中亞極東協會との間に學生交換を行つてゐる。

來朝し、我が朝野の絶大なる歓迎を受け、更に五月にはエトトレ・コンテイ伯を團長とする經濟使節が來朝したが、我が國からは、各大學學生中から選拔された武道選手團が渡伊し、何れも兩國の文化的提携の上に大きな功績を残したことは周知の如くである。

豫てより日伊間には學術・藝術を通じての文化的交通は頗る盛んなものがあつたが、兩國文化の研究獎勵のために、イタリア側では中亞極東協會がイタリア文化研究者のためにレオナルド・ダヴィンチ賞を、また我が日伊學會はイタリア文化研究者のために大和賞を設け、それ／＼兩國の優秀なる文化研究者を表彰しつゝある。従つて、最近に於ては、兩國文化の研究並びに紹介、圖書の出版、交換等が非常に盛んになりつゝあるのである。

イタリアが一昨年十一月、日獨防共協定に加盟し、滿洲國を承認する等、政治的にも緊密な關係が結ばれつゝあるので、日獨文化協定に續いて日伊文化協定が締結されたのは、自然の勢ひである。獨伊の間には既に一九三〇年に智的協力に關する協定が結ばれてゐるのであるから、こゝに日獨伊三國は、防共協定と併んで、文化的にも緊密な結合を持つに至つたものといふべきである。

内閣情報部編



總目次(篇不別)

- 一、東亞新秩序建設の諸問題 東亞研究所
- 二、東亞百年史 矢野仁一(譯本)
- 三、支那の民情と民族性 村上知行
- 四、三民主義と新民主義 三枝茂智
- 五、滿洲帝國協和會とは何か 黨 洋 周
- 六、日滿支の資源 大上末廣
- 七、法幣の話 土屋計左右
- 八、新支那人物素描 横山 實
- 九、事變と中國共產黨 雪竹 榮
- 一〇、文化協力の諸機關を語る 米内山庸夫
- 一一、蒙疆の現況 金井章次

東亞歴史年表 (参考)

清	宣宗	文宗	穆宗	德宗
一八七〇 阿片戦争起る 一八七三 南京條約 一八八〇 長髮賊の亂起る 一八八二 莫臥兒帝國滅ぶ、印度、英の直轄植民地となる▽愛蓮條約 一八八六 天津條約 一八八七 佛、東甯を保護國とす 一八八八 英印帝國成立す 一八八九 安南、佛の保護國となる 一八九〇 天津條約成る 一八九一 英、ビルマを併吞 一八九二 佛領印度支那成立 一八九三 日清戦争起る 一八九五 下關條約▽朝鮮の獨立を宣告 一八九六 獨逸は膠州灣、露は旅大、英は威海衛、九龍を租借す▽山東に義和團の暴動起る	一八七〇 西紀 一八七三 西紀 一八八〇 西紀 一八八二 西紀 一八八六 西紀 一八八七 西紀 一八八八 西紀 一八八九 西紀	一八八二 日米、日佛條約 一八八六 日佛條約 一八八七 日佛條約 一八八八 日佛條約 一八八九 日佛條約 一八九〇 日佛條約 一八九一 日佛條約 一八九二 日佛條約 一八九三 日佛條約 一八九四 日佛條約 一八九五 日佛條約 一八九六 日佛條約 一八九七 日佛條約 一八九八 日佛條約 一八九九 日佛條約	一八八七 明治天皇踐祚 一八八八 王政復古 一八八九 明治元年、江戸を東京と改む 一八九〇 西南の役起る 一八九一 日韓講和條約 一八九二 憲法發布(三箇月) 一八九三 日韓攻守同盟 一八九四 三國干渉	一八九〇 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九一 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九二 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九三 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九四 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九五 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九六 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九七 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九八 日英攻守同盟調印(一八八五) 一八九九 日英攻守同盟調印(一八八五)



東亞百年小史

矢野仁一

最近百年程の間に東亞の形勢は一變した。百年程前は、支那は恰かも清朝八代目の道光帝の治世で、先々代乾隆帝の時まで隆盛を極めた清朝もその末年頃から始まつた内亂などで、何となく衰運の色濃く、下り坂の觀はあつたが、乾隆時代廣くつた領土はその儘維持され、朝鮮、安南、琉球、暹羅、緬甸等の東亞諸國は猶ほ朝貢を續けてゐた。天下帝國の威容は猶ほ動かなくつた。我が國は東亞諸國と異り、曾て支那の政權が及ばず、隨つてそれが及んだ國のやうに支那の文化がその儘に行はれなかつたから、支那の同文の國でなく、支那も同文の國とは考へなかつたが、支那の文化が我が國の政治の理想を養ひ、國民の道德教養を高め、風俗の醇化、文

化の普及發達を助くる上に非常な貢獻をなしたのは、忠孝仁義を尊び、道德を重んじ、家族制度を大切にす、兩國の風俗民情が同一であつた爲めである。支那の文字、文章、禮儀等の文化形態がその儘に行はれなかつた點からいへば、我が國は支那の同文の國でなく、隨つて支那はさういふ意味の同文の國に對して感ずるやうな親好友愛の情を我が國に對して感じなかつたが、文化の本質精神が同一で、その點から同文と言はれぬことはなく、その意味で我が國は支那に對して限りなき尊敬親愛の情を感じてゐた。支那が諸外國の貿易を許しながら我が國の貿易を許さなかつたに拘らず、我が國は鎖國時代で、支那が我が國を差別待遇してゐることも知らず、和蘭以外諸外國の我が國に通商することを禁じながら、支那人の通商を許

してゐた。
百年程前の東亞は必ずしも常に満足すべき平和の状態で續いたとは言へないが、平和も戦亂も東亞人自身の責任に於て行はれ、自己の運命として諦むることが出来た。政治上に於ても經濟上に於ても、文化上に於ても東亞は猶ほ東亞人の東亞であつた。

二

然しこの時既に西洋諸國の侵略的勢力は東亞の門戸近く押寄せてゐた。葡萄牙人が印度のゴア、マラーバール海岸、錫蘭、滿刺加及びテルナテ、アンボイナ等モルッカス群島の諸要地を取り、支那海に入り、廣東の屯門澳を取り、澳門を租借の儘久據し、西班牙人はフィリピン群島を取り、廣東の平海澳に通商し、臺灣の基隆淡水に築き、和蘭人は瓜哇、蘇門答臘に來り、モルッカス群島、印度、錫蘭、滿刺加等の葡萄牙人根據地を奪ひ、英吉利人を驅逐し、臺灣を取り、西班牙人根據地を奪ひ、征服、權利讓與、條約、土人君長保護、叛徒鎮定、内亂干渉等によりモルッカス群島、瓜哇、蘇門答臘等の統

つた。この頃英吉利は彼南を取り、新嘉坡を對岸のジョホール王から買収し、マレー本島の權利を確定し、印度に於ける支配權を強化擴大し、緬甸と戰つて印度との接壤地帯を割讓させ、ボルネオのサラワク地方の支配權を確立した。和蘭も瓜哇、蘇門答臘、南ボルネオの支配權を鞏固にした。露西亞は黒龍江流域より驅逐された後、堪察加半島、アレウト群島、アラスカ沿岸等の探險拓殖を圖つた。樺太島、千島列島もその活動範圍となつた。この頃又米國のオレゴン州、ウオシントン州等西北海岸は支那との毛皮貿易に依つて重要性を加へ、之を目指して西方へと向つた大陸拓殖も益々進み、米國の經濟的勢力は太平洋を隔てて東亞を睥睨するやうになつた。

かくて百年程前の東亞の沿海は風雲漸く急、波浪漸く高く、英吉利、露西亞、米國等の軍艦、捕鯨船は日本・支那の海岸地方に出没した。

三

東亞百年の歴史は阿片戰爭から始まる。英吉利は既に

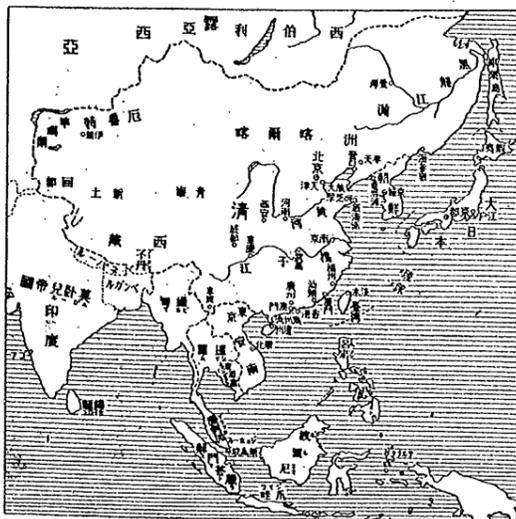
治上の實權を獲得し、又ニューギニーを服屬し、英吉利人が和蘭の優勢な瓜哇、モルッカス群島を引きあげ、印度經營に専心從事し、兵力と陰謀で、回教諸侯國、印度教諸國を服屬し、佛蘭西等諸外國の勢力を驅逐し、英領印度の基礎を固め、露西亞がシベリアを征服し、黒龍江流域に侵入したのは、略、四百年乃至二百年程前のことで、これ等の諸國も當時は經濟力と兵力も十分でなく、その亂暴苛虐な振舞に對する土民の激しき反抗や、諸國間相互の激しき利益の奪合ひ、勢力争ひなどで勢力を消磨し、帆船時代のこともあり、これだけで精一杯であつた。南洋諸島や、シベリア、黒龍江地方と違つて、政治の組織、國防の施設、文化の制度などが相當整つてゐた我が國や支那に對しては力を退くことは出来なかつた。和蘭は三十八年間占據した後鄭成功のため、臺灣より驅逐され、露西亞も三十四年間活躍した後清の康熙帝のため黒龍江流域より驅逐された。

然るに百年前頃になると、産業革命、佛蘭西大革命、奈翁戰爭などを經、西洋諸國の國力は増大し往時の比ではなくなつた。船は汽船となり、兵器、軍艦は精銳とな

當時支那唯一の開港場であつた廣東の貿易に於て首位を占めてゐたが、それは英吉利に於て國民的飲料となつてゐた茶の需要が他の如何なる國よりも多かつたためで、英吉利は印度産阿片を支那に賣らなければ、銀で決済しなければならず、銀は惜しいから、支那が道德上衛生上有害だとして、國法で嚴禁してゐた阿片を、自國では禁じながら支那に押賣したのである。支那で抗議すると、「支那で吸ひさへしなければ、英吉利が賣らうとしても賣れないでないか、支那人が吸ふ習慣を止めなければ、英吉利が賣らなくとも、支那人が吸ふだけのものはどの途どこからか輸入さるゝに定まつてゐる、英吉利が損するだけで支那は利益しない。」と理窟をつけて賣つた。

林則徐は道光帝の恩召を含んで廣東に來り、英吉利商人を商館區域に嚴禁して阿片を提供させた。彼の取つた手段は決して不當でも不法でもない。それでなければ横着な英吉利商人は支那の國法違反の阿片を支那の領土内に於て夾帶して提供せず、又輸入を止めなかつたのである。然るに英吉利の貿易監督官はあつて如何なる大事になるか判らぬと思ひ、英吉利商人に、その提

亞東の前年百約



供する阿片の損害に對し、英吉利政府の代表者として責任を持つと誓つて提供させたので、英吉利政府は彼のこの處置を是認し、英吉利商人に對し、阿片の損害の責任を引受けなければならなくなり、それには支那に賠償金を拂はせなければならず、そのため英吉利商人の不法處置を名として戦端を開くことになつた。

英吉利も流石にうしろめたい氣がすると見え、「この戦争を阿片戦争と呼ぶのは誤りだ、支那をして平等交通権を認めしむるための戦争だ、即ち東の問題の戦争だ」と言つて、勝手に第一戦争と呼んでゐる。英吉利は阿片戦争の結果南京條約で、阿片の賠償金を不法禁煙の損害賠償金として拂はせ、香港を割譲させ、上海、廣東等の五港を開かせた。又南京條約の翌年五港通商章程で治外法権を認めさせ、附屬税率表で從價五分を原則とする協定海關税率を認めさせ、虎門追加條約で最惠國利益均霑の條款を挿入させた。

阿片戦争から十數年後英吉利はまた不正なアロー戦争を開いた。英吉利人は耻かしいから阿片戦争を第一戦争と稱してゐるやうにこの戦争を第二戦争と稱してゐる。アローは香港の英吉利政府で、一年期限の登録を受け、英吉利の船籍を得、香港澳門間の運輸航海に従事してゐた船で、支那で製造され、船長は

英吉利人であつたが、所有者も乗組水夫も支那人であつた。純粹に支那の領海である澳門沖に碇泊してゐた時、支那の水警警察兵が乗込んで來て乗組の支那人水夫を海賊の嫌疑で捕縛して引きあげた事件から、英吉利は國旗侮辱を名として起した戦争である。

英吉利が阿片戦争の結果支那に割譲させた香港がいつい支那の目の先にある地位を濫用し、登録税を取つて、支那の海賊船や阿片密輸入船のやうな國法違反の犯罪者に英吉利國旗の保護を與へ、支那の法律より免れしめ、支那をして捕縛も處罰も不可能ならしめ、支那の國法を無力ならしむるやうな登録をなすことは、東洋人などには出來ない不徳義な行爲である。それにこの事件の起つた時は船の登録期限は十日前にきれてゐたのである。アロー戦争の結果、英吉利は天津條約、北京條約で、營口、芝罘、汕頭、瓊州、天津等を開かせ、阿片輸入を公許させ、九龍半島を割譲させ、外國船の揚子江通商、外國人の支那内地旅行、外國の直接平等交通權、外國公使の北京駐紮、基督教の布教傳教の自由を認めさせた。支那は阿片を禁ずるため殆んど半世紀間必死の努力

をなしたが、英吉利の不正不徳義な侵略的行爲のため凡て水泡に歸した。支那の人心風俗の敗壞を防ぎ、綱紀を振刷し、政治を嚴明にし、秩序を維持するといふやうなことに努力する勇氣奮發心を失ふやうになつたのは、阿片戦争、アロー戦争二度の戦敗が與つて力がある。

英吉利と同時に佛蘭西の結んだ北京條約の支那文に、「佛蘭西宣教師に支那内地に於て自由に土地を購入し教會堂を建てることを許した條約正本と定められた佛蘭西文に無い餘計な文句が喰ひついてゐて、支那は無効と言張てもよかつたが、言張らなかつたため、基督教宣教師が支那内地に於て教會堂を建て布教に従事することが出來るやうになつた。この餘計な文句は通譯に當つた一宣教師が譯書裡に喰ひつけたものだといふことである。露西亞でもこの頃北太平洋沿岸諸島の露領民地に糧食を供給するため、黒龍江、水運を利用する必要は認識され、ムラウイヨフ將軍は純粹に支那の内河であつた黒龍江を支那の許可を得ず幾回も航行を強行し、支那に愛理條約の調印を強制した。露西亞は又英吉利

佛蘭西の北京條約當時調停の勞を取つた恩を名として北京條約に調印させた。露西亞は愛理條約、北京條約で支那に黒龍江以北の沿黒龍江州、黒龍江以東の沿海州を割讓せしめた。

四

當時我が國も米國、英吉利、露西亞、和蘭、佛蘭西と和親條約を結び、引續いて通商條約を結び、横濱、兵庫等の五港を開き、公使、領事の駐劄、外國人の信教の自由、治外法權を認め、また協定海關稅率を認めた。我が國も支那も同様に、西洋諸國との條約に依り稅權法權の自主權を制限された。海關稅率は西洋諸國との協定によらなければならず、又西洋諸國人に對して治外法權を認めなければならなかつた。我が國は司法制度を改良し監獄を改善し、法典を編纂し、裁判官を養成し、我が國の法律の適正妥當にして、裁判官の信頼すべきことを事實上證明し、三十六年の歳月を経て治外法權の撤廢、五十三年の歳月を経て關稅自主權の恢復に成功した。支那に於ては日本のやうに西洋諸國人の治外法權を

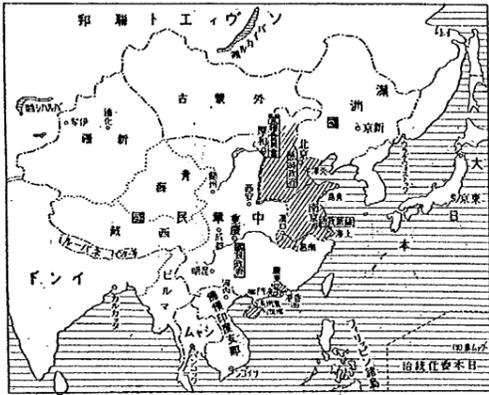
國家權力の重大な損失として必ず之を撤廢しなければならぬといふ眞摯な要求は起らなかつた。支那人は外國人の治外法權を許す方が、條約に依り夷狄と呼ぶことが出来なくなり隨處に居住往來を許さなければならぬ上つた外國人と、成るべく接觸交渉の機會を少くする上に却つて都合が好いやうに考へた。我が國に於ても各開港場に外國人居留地は設けられたが、支那の各開港場の外國人居留地、即ち外國租界が一種特別の發達をなし、居留地警察、居留地行政等の發生を見、國家内にある國家の觀を呈するに至つたのも一はこのためである。

五

支那及び我が國は、西洋諸國の政治的經濟的文化的勢力に對して共同の利害を有し、本質精神を同じくする共通の東洋文化を保存し、その價値を發揚し、之を基礎とせる東洋本位の平和を確立し、世界の平和及び文化に貢獻する共同の使命責任を有するのであるが、支那は之を理解しなかつた。支那は我が國を同文の國と考へず、西洋諸國は西夷ならば我が國は東夷であると考へて輕蔑し

たのみならず、西洋諸國よりも一層輕蔑した。西夷の西洋諸國には繁行ながら一種の文字文章があり、又天文數學の如き、船艦銃砲の如き、眞の文字文章、眞の學問とは言ひ難いとしても、兎も角一種の文化があるが、東夷の日本には獨立した文化がない、日本字は支那の文字の變形略體の假字、日本文は假名と支那文字との緩合混同に過ぎない、日本の學問技術も西夷の學問技術の模倣に過ぎない、支那の借家と西洋の借家とが雜然亂然と混在してゐるやうなのが日本の文化であると考へ、我が國には支那に於て形式化して既に失はれて了つた東洋文化の精神眞髓の保存されてゐる事實を見ることが出来なかつた。

御維新後我が國は支那と修好通商條約を結ばんとした時、支那は「日本とは西洋諸國とのやうな水臭い關係でない、大信は約せずといふこともあるから條約の必要はない、條約などは結ばぬ方が却つて和好親睦の意である。」などと言つて追拂はうとした。然しそれでは我が國も承知しなかつたので、條約を結ぶことになつたが、西洋諸國との條約には殆んど定まつて挿入してある最惠國利益均霑の條款は我が國との條約に挿入しなかつた。當時我が國もこれがそれ程大切な條款であることを知らなかつたものか、主張もしなかつたやうである。琉球の廢



藩置縣に關し支那との交渉事件があつた時、我が國は之を要求しようと考へたこともあつたが、實行されずに了つた。それで下ノ關條約の翌年、日清通商條約に始めて

これが挿入された時迄は、支那は我が國を差別待遇してゐた譯である。

この頃の支那人の上奏文には倭患、倭禍、倭害といふ文字は盛んに見はれてゐる。又我が國に食穀とか、器張とか、詐力を貴び、鯨吞蠶食を謀るとなすとか、琉球を廢滅する一事端を顯露すとかいふ非難を浴せてゐる。俄(露西亞)の患も憂ふべきだが、倭の患は更に近切である、倭人俄を畏るゝ虎の如き故俄を以て倭を制することは必要である。とは支那の識者の一般の考へであつた。

我が國は始め朝鮮を取る考へなどはなく、只朝鮮に於て西洋諸國の侵逼が加はることを恐れたのであるが、支那が朝鮮の宗主國だと言つてゐながら、その内治外交には責任がないなどと言ふものだから、それでは朝鮮は獨立國だと言はなければならぬことになり、それでもその内政を改革して西洋諸國の乗すべき機会ならしむるため、支那と協力を望んだが、支那は朝鮮は屬國だから日本は干渉を要せぬなどと言つて應ぜぬため、已むを得ず、支那の反對を排し、獨力で朝鮮の内政改革に當ること

となり、日清戦争となつた。

我が國は下ノ關係で遼東半島を要求したのは、既に滿洲に於て國防及び經濟的生存の緊切な利害を感じ、之に脅威を與へるやうな第三國の勢力の發生を防がんとする考へに出たのである。我が國は又下ノ關係で遼東半島の外臺灣を割讓せしめたが、臺灣と雖も、支那は曾て化外の地だと言つて和蘭に勸めて取らしめたやうな地で、清の康熙帝が鄭成功の孫の時征服してから清の領土となしたもので、元來の支那の領土とはいひ難いのである。然るに支那は西洋諸國の援助を哀請し、露佛獨三國の干渉を招致し、我が國をして遼東半島を還附させた。又露西亞に懇求して我が國の遼東半島還附代償金の要求を阻止せんとした。我が國は支那に對し、還附は仕方ないが還附した後、第三國に讓與しないと約束して貰ひたいと要求したが、支那は「固より第三國に讓與する考へはないが、日本にそれを約束することは出来ない」といつて拒絶した。

三國干渉は我が國に取つて誠に痛惜すべき事件で、我が國は今日之を追憶しても猶ほ餘憤を覺ゆるのであるが、

この痛憤は我が國民をして臥薪嘗膽、非常な決心、非常な奮發をなさしめ、我が國の國力を今日の如き發展を遂げしめたのであるから、實は痛憤すべきことではなく、痛憤すべきは却つて支那がこのため西洋諸國の侵略的勢力に對して我が國と同一の地位にあることが理解出来なくなり、西洋諸國を引張つてさへ來れば容易に我が國を抑へることが出来るといふ考へを強くすることにあり、日支の協力が益々困難になつたことである。

六

三國干渉後支那は露西亞と我が國を共同の敵とする防衛同盟密約を結んだ。防衛同盟といつても、實は攻守同盟に同じく、露西亞に東支鐵道を敷設し、我が國との戦争の際軍事鐵道に使用するを許し、又旅順大連を軍事根據地とするを許したのである。支那はその後又割讓と同様な旅順大連の租借を許し、之を東支鐵道と連絡し、この連絡線、即ち南支線(南海鐵道線)も軍事鐵道に使用するを許した。我が國の遼東半島還附當時、支那は第三國に割讓する考へがないが約束は出来なかつた。今割

讓も同様な租借を許したのである。約束は出来なかつた筈である。

我が國は三國干渉のため遼東半島を拋棄したが、我が國が滿洲に於て有してゐた緊切な利害を拋棄したのではない。却つて之により滿洲に於て我が國に反對する敵國の實在を突留め、この利害を深刻痛切に感ずるやうになつた。

佛蘭西が三國干渉の報償として、雲南邊界軍里士司境内江洪の割讓を要求したのが契機で、所謂「利權鬮」争が始まり、獨逸は膠州灣、露西亞は旅大、英吉利は威海衛、佛蘭西は廣州灣と各、租借を要求した。義和團亂は之に刺戟されて起つたものである。

既に北京條約直後から條約と、支那が祖宗の成法で條約より重いと考へて變更を肯じなかつた大清會典や大清律との齟齬から、支那の各地に於て排外排宣教師騷動は頻發した。條約には外國の大使公使に屈辱的な禮を行はせないと云つてあり、又基督教の布教、外國宣教師の内地布教の自由を許すことになつてゐたが、大清會典には、朝貢國の陪臣に謁見時に三跪九叩の禮を行は

せる規定があつた。又カトリック教徒は羅馬法王の教書により、孔子を祭る禮や、祖先を祭る禮に参加が出来ないことになつたが、孔子を祭る禮は兎も角として、祖先を祭る禮は、支那の孝道及び家族制度の根幹、良風美俗の源泉で、支那の家には祖先を祭る祠堂があり、祠堂がなければ家といはれないやうな有様で、それを禁ずることになつたカトリック教は、支那に於ては明らかに邪教で、大清律には邪教を禁ずる明文があるのである。支那の排外排教師驕動の對象となつたものはカトリック教であつたが、プロテスタント教も免れなかつた。義和拳匪亂は最後且つ最大の騒動であつた。

その結果、北清事變となり、各國聯合軍の北京進軍となり、我が國も参加しなければならなかつた。清朝の西安蒙塵となつた。支那は大清會典、大清律は祖宗の成法で變更が出来ないとか、西洋の天文數學は機巧で、學問でないと言つてゐられず、變法を斷行し立憲政治を採用することに決した。徳治主義天下帝國の天子としての威嚴が基礎になつてゐた清朝は、この變革の重荷に堪へずして退位することになり、中華民國となつた。この革

命は始め滿洲人を排斥する種族革命であつたが、民國となつてから、清朝の滿洲、蒙古、西藏、回疆の領土を失ひたくなくなり、「種族革命でない、政治主義の革命だ。」と言ふやうになつた。

七

露西亞は義和拳匪亂が滿洲に波及したのに乗じ、東支鐵道の保護を名として、大兵を以て滿洲を占領した。さうして逸早く北京より撤兵し北京に於る聯合各國と支那との共同和議に於て、償金問題、地方元兇の懲罰問題などに關し、支那に對し只管援助の態度に出でて恩意を示し、滿洲を還附するため必要だと言つて、支那の行政權、兵權を制限し、經濟的利權を獨占し、還附といつても實は還附せざる條約の調印を強要した。當時李鴻章は固より調印論で、我が小村公使に、「調印するなど言はるゝが、調印しなければ露西亞との決裂は必定だが、その場合如何にすべきや」と質問し、公使は「各國は必ず露西亞を問責すべし」と答へしに、「問責しても露西亞が放つて置いたら如何にすべきや」と問ひ返し、公使は「以後のこと

は判らない」と答へたといふことで、西安朝廷宛の報告電報に、「小村の奸猾惡むべし」と述べてゐる。

モスクワで交渉に當つた楊儒も、甚だしく兵權、利權を侵奪する條項が變改出来れば調印は利益だと考へ、西安朝廷も全權公使さへそれで差支へがないとの意見ならば異存はないと言つてゐたから、我が國は強固な反對態度を取り、南京の劉坤一總督、武昌の張之洞總督を動かし、西安朝廷に對して調印許可の論旨を下さないやうに奏請せしめなかつたならば、條約は若干の變改は加へられたとしても、支那が調印し、さうして露西亞は條約の正當な權利により永く滿洲に占據し、我が國も抗議も反對も出来ないやうになつたことは明らかである。

佛蘭西は露西亞の同盟國で固より問題にはならず、獨逸も滿洲を重要視せず、米國も北京の共同和議が成立しないのに、支那のため兵力を以て露西亞に敵抗することは難事であるとなし、英吉利も南阿戰爭中であり、又ソールスベリー首相は滿洲問題のため露西亞と戰爭は出来ぬと考へてゐた。露西亞もこれ等諸國を問題視しなかつた。

我が國は英吉利を勸めて日英同盟を結んだので、露西亞も已むを得ず、十八ヶ月内に滿洲を撤兵するといふ條約に調印したが、實行せず、却つて軍備を増し、北朝鮮の龍岩浦に侵入し、朝鮮に租借を要求した。日露戰爭の前年滿洲を視察した英吉利の一武官の報告に、「露西亞の東三省に於ける主なる政治的支配的利權は、少くとも何れかの國が銃劍のきつさきで追ひ出さぬ限り確立したといつてよい、旅順は迅速に極東のクロスツットとならんとしてゐる、六萬人程の支那人勞働者は新市街、港灣、船渠、要塞、軍用道路の建造に従事してゐる、間もなくこの地は一の弱點もなき恐るべき鞏固な要港となるべし。」と述べてある。

我が國は日英同盟により佛蘭西の露西亞に參戰することを阻止することが出来たので、獨力で露西亞と戦ふに至つた。我が國は當時滿洲に一哩の鐵道もなく、一平方哩の鑛山もなく、又居留民も極めて少く、何等現實の利益がなかつたに拘らず、國防及び經濟的生存の緊切な利害を感じ、國運を賭し、十萬の生命を犠牲とし、二十億の國帑を費して戦つた。我が國の滿洲に於て有する利害

は鐵道、鑛山、居留民等の現實の利害に超越した國家生存の根本に關する利害であつた。我が國のこの利害を防護する權利は日露戦争の事實に依つて絶對的のものとなつた。

八

我が國は日露戦争後、露西亞及び支那との條約に依つて獲得した鐵道、租借地、鐵道守備等の權利に依り滿洲の治安維持、交通の發達、産業の開發を圖つた。内亂や軍閥、匪賊等の暴虐、掠奪に苦しんでゐた支那人民は、續々滿洲に移住し、滿洲の支那人人口は急速に増加した。支那は滿洲は支那の領土であるとの意識を強くするに至り、清朝の退位と共に、民國の完全な領土となつたと考へるやうになつた。我が國の歴史上條約上正當に有してゐる特殊の權利利益の主張を、領土侵略、主權侵害であると叫び、排日反日の言論行動を繼にした。その結果滿洲事變となり、滿洲國の建國となつた。

支那は又之を以て我が國の侵略となし、外、國際聯盟を欺惑し、内、滿洲の人心を惑亂し、北支那を策源地と

して、或ひは匪賊を使喚し、或ひは所謂義勇軍を假裝し、滿洲の治安を擾亂し、日滿の親善協和を妨害した。その結果北支事變を惹起した。北支事變後、國民政府は陽に對日親善を装ひ、「その政治の權力の及ぶ範圍では最早排日は無い、残つてゐる排日は人民の感情上の排日に過ぎない」と稱し、排日取締の誠意なく、却つて人民の排日感情を鼓勵激揚し、かくて昂揚した人民の排日感情を利用し、「對日戦の準備は急務だ、内戦などの時でない」と言つて、國內の統一、中央集權の強化、軍備の充實を企てた。國際聯盟や英米佛ソ等の西洋諸國は技術上、財政上、軍事上、陰に陽に支那を援助した。支那は益々國力を過信し、隱忍に隱忍を重ねた我が國の實力を輕視するやうになり、排日は總て侮日になり、各地に於て我が官民に對する暴行侮辱などの不法事件は續出し、遂に一年七月の蘆溝橋事件より支那事變に進展した。

九

百年前支那に朝貢した東亞諸國は、この百年の間に、琉球が我が國に歸屬し、朝鮮が我が國に合邦したことは

別として、緬甸は二度の戦争に依つて英吉利に侵呑され、安南は佛蘭西に侵略され、安南王は緋に虚位を擁するに過ぎず、暹羅は東西より英佛兩國に攻め立てられて累次領土を削られ、兩國の政治的經濟的勢力の壓迫下に緋に獨立を維持する有様となつて、皆支那との關係を斷絶した。

百年前清朝の領土であつた外蒙古は清朝退位前既に露西亞の援護下に獨立し、尋いで蘇聯の軍事的、政治的、經濟的勢力の壓迫下に事實上支那との關係を斷ち、内蒙古も滿洲國の建國と共に支那と離れんとする形勢となり、西藏は英吉利兵の侵入以來、英吉利の勢力漸く加はり、その援護下に支那と斷絶し、新疆も蘇聯との關係日に深く支那の領土たる實が次第に失はれんとしてゐる。清朝末期陝西、甘肅、新疆の回教徒の大叛亂の時、露西亞は伊犁を占領し、伊犁條約、ペテルブルグ條約で支那に伊犁西境を割讓させた。佛蘭西及び英吉利も支那と境界條約を結び、雲南、廣西等に於て兩國に有利な境界線を認めさせた。支那はこれ等の條約及び前に露西亞と結んだ愛理條約、北京條約等に依り國境を認めなければならぬことになつた。

この間英吉利は又支那を強要して芝罘條約に調印させ、宜昌、蕪湖、北海等の港を開かせ、汽船航行の開通後重慶の開港を約させ、諸開港場の外國人居留地即ち租界を釐金免除地域となすことを承諾させ、又治外法權の強化を承認させた。百年前まで儼存した支那の天下帝國の威容は復見るべくもなくなつた。東亞の舊秩序は滅んだ。新秩序の起らなければならぬ機運は正に熟した。

十

西洋諸國は日支兩國の協力提携を非常に恐れてゐる傾きがある。兩國が協力提携して西洋諸國の侵略的勢力に對して共同の戦線を布くことになれば彼等は東亞に盤據し、政治的に經濟的に文化的に之を縛つてゐる道徳的根據を失ふことになり、遂に亞細亞から總退却しなければならぬ一日あることを知つてゐるからである。兩國が反目し抗争してゐる方が彼等に依つて都合が好い。支那が我が國の差伸べる手を握らず、飽くまで我が

國に敵抗する如き態度を取つてゐるのを見て、兩國の利害は到底相反するものである、根本的に相容れないものであるやうに考へ、自ら都合好いやうに、その東亞侵略、亞細亞支配に抵抗する力ある強い我が國を不正とし、之に抵抗する力なき弱い支那を正とし、正義の名に依つて支那を支持し、擁護し、煽動し、東亞に盤據する道徳的根柢が無くならぬやうに之を守らんとして懸命に努力してゐる。

支那は之に力を得、益、我が國に對する憎惡の念を深くし、西洋諸國の援助に依存して我が國を抑へんとし、西洋諸國の東亞を縛つてゐる力を強化し、支那の半植民地状態を永久化することに資することになるのを願みない。排日抗日は支那の國家統一の目標であるか、手段であるかは兎も角として、支那がそれで國家統一の完成に成功したとしても、それと同時に國家統一の意義を失ふことになりはせぬか。支那は西洋諸國の援助に依存して我が國の勢力を撃滅しなければ止まないやうな考へを有してゐるとすれば、我が國としても一息存する限り之に敵抗しなければならぬことは明らかで、それでは西洋

諸國の思ふ盡にはまり、東亞の平和は永く望まれぬことになる。

日支兩國が政治的にも經濟的にも文化的にも提携が出來ないのは、支那が西洋諸國の侵略的勢力に對して兩國は共同の利害を有し、東洋の文化を保存し、之を基礎とした東洋本位の平和を確立し、世界の文化、世界の平和に貢獻すべき共通の使命責任あることを自覺しないためである。我が國も支那をして、東洋文化の精神の支那に於て失はれて却つて我が國に於て保存されてゐることを理解せしめ、支那をして我が國に獨立した文化が無いやうに考へて輕視してゐる謬見を打破して、尊敬信頼の念を抱かしむる上に於て努力が足りない點があることに深く反省しなければならぬ。兩國の協力提携こそは、今次支那事變の眞の目的でもあり、また東亞新秩序の眞の基礎でもある。(筆者は京都帝國大學名譽教授、文學博士)

☆
☆

最近公布の法令

内閣官房總務課

- 市制町村制施行令中改正ノ件 (二月二十日公布勅令第三十四號)
- 北海道二級町村制中改正ノ件 (二月二十日公布勅令第三十五號)
- 近時市町村に於ける下水道事業の普及發達の状態に伴つて、下水道の既設事業費の支辨及び維持管理並びに今後の新設擴充費に充てる財源として、下水道使用料の徴收を企圖する場合があるので右使用料の新設及び變更の場合は主務大臣の許可を要することとしたものである。
- 物價委員會令中改正ノ件 (三月一日公布勅令第三十六號)
- 綜合的な物價對策審議の爲め中央物價委員會を改組擴充することとし、新たに同委員に特別事項の調査審議の爲め臨時委員を増設することを認め、之に伴つて委員の定員を三十人より五十人に増加し、又會長に商工大臣を以て充てる制を改め廣く商工大臣の奏請に依り内閣に於て命ずることとしたものである。
- 大正十一年勅令第三百五十五號臺灣酒精令ニ依ル酒精使用證明ニ關スル規定ノ件廢止ノ件 (三月一日公布勅令第三十七號)
- 臺灣酒精令中改正に依り酒精稅を廢止したのに伴ひ廢止したものである。
- 兵役法施行令中改正ノ件 (三月一日公布勅令第三十八號)
- 在滿領事館の整理に伴つて、從來滿洲國內に於て領事官の取扱つてゐた兵事事務を、大使館兵事員をして取扱はしめることとする爲め、所要の改正を行つたものである。
- 職業紹介所官制中改正ノ件 (三月一日公布勅令第三十九號)
- 昭和十三年勅令第四百五十一號職業紹介所二臨時職員増置ノ件中改正ノ件 (三月一日公布勅令第四百十號)
- 滿洲國ノ共產「インターナショナル」ニ對スル協定參加ニ關スル議定書 (三月二日公布條約第一號)
- ハンガリー國ノ共產「インターナショナル」ニ對スル協定參加ニ關スル議定書 (三月二日公布條約第二號)
- 滿洲國並びに「ハンガリー」國が今回「千九百三十六年十一月二十五日ノ協定及附屬議定書並びに「千九百三十七年十一月六日ノ議定書」より成る共產「インターナショナル」に對する協定即ち日獨伊防共協定に参加し、之が爲め締結せられた議定書で、二月二十四日から實施せられた。(通稱「一月二十五日協定」)

週

報

昭和十二年四月十五日 第一種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

新型發賣

御愛顧に應へて 完璧を期した ニッサン トラック・バス

主なる改良點

- ★前面は観音開式となり機関の取下し容易 點檢便利。
- ★運轉室内の燃器覆は三つ割式クランプ止めて點檢 作業容易。
- ★燃器制御もクランプ止めとなり燃器制御の點檢 手入便利。
- ★頑丈なディスク式車輪を採用。
- ★新型日立ソーレックス気化器は加速ポンプが機 関の吸気壓を應用して作用し燃料の過流出漏對 に無し。
- ★前懸は増強して十枚となり一層強力となる。
- ★ブレーキドラムは鋼板を基礎として制動面が過 過ぎれ 輕重にして頑強 熱に依る變形の虞無し
- ★前車軸はフランジの幅を増大し強度倍加す。
- ★前照燈は陸軍制式の射燈燈罩光覆を機 準附屬品として採用す。

營業所

- 東京 東京市京橋區銀座1/2
- 大阪 大阪市西區江戸堀上通
- 名古屋 名古屋市中區大池町
- 京都 京都市京都驛前
- 横濱 横濱市中區榎木町
- 神戸 神戸市神戸區京町
- 福岡 福岡市東中洲町
- 京城 京城府西大門
- 埼玉 埼玉縣與野町
- 千葉 千葉市新町
- (全国各地に販賣店あり)



東京・日産自動車販賣株式會社・丸ノ内

(判LA51格規定圖はさ大の書本)

内閣印刷局印刷發行